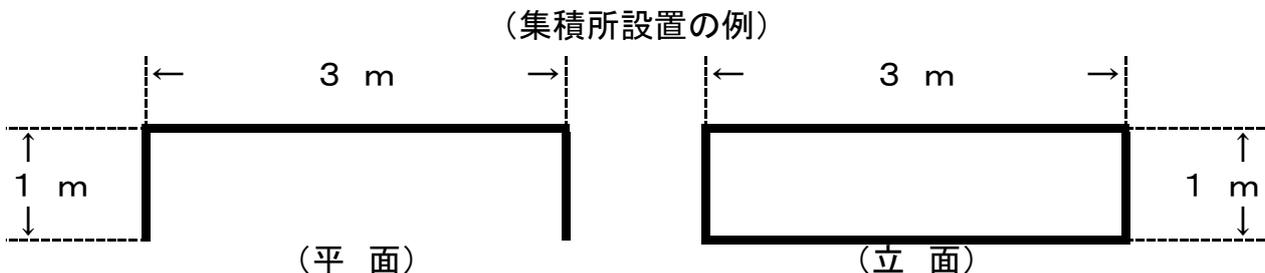


ごみ集積所設置基準について

1. 開発行為、区画整理事業に伴う設置の場合

- ① 集積所の設置は25～30世帯以上で一箇所とする。(※)世帯数が多く、集積所が1箇所では足りなくなると想定される場合、面積や集積所の数について協議をする。
- ② 原則、集積所用地(施設)については、市に帰属すること(開発行為で共同住宅等の場合は市に帰属しない。)
- ③ 有害ごみ集積所については、200世帯～250世帯に1箇所を設置する。
- ④ 集積所の設置場所は、ごみ収集車が通り抜けができる道路沿いとし、転回やバック走行を要する場所や角地や隅切りには設置しないこと。
- ⑤ 集積所の構造について
 - 1) 外寸で最低3㎡以上で、形状は長方形とする。
・外寸約 530mm×366mmの缶・びん回収用コンテナを5個～(ごみ排出量に応じて増加)、ペットボトル回収用の網袋、古紙類等を集積所内で並べて置くものと想定しているため。
 - 2) 鉄筋コンクリート造(耐震構造)現場打ち上げ(コンクリート打設厚さ10cm)
(共同住宅等の場合ブロック造りでも可)
 - 3) 有害ごみ集積所については、一般集積所の一部を使用すること。



(※) 10世帯未満の場合は、原則として最寄(地域の指定)既設のごみ集積所を使用する。ただし、使用に際しては、近隣自治会と協議し承諾を得ること。なお、承諾が得られない場合は、集積所の設置についてクリーンセンターと協議すること。

2. 共同住宅等建築行為に伴うごみ集積所基準

- ① 10世帯以上の共同住宅等については、原則としてごみ集積所を設置し管理者を置き管理する(集積所の設置基準については上記1を参照。なお、集積所は市に帰属しない。)
- ② 10世帯未満の共同住宅等については、原則として最寄(地域の指定)既設のごみ集積所を使用する。ただし、使用に際しては、近隣自治会と協議し承諾を得ること。なお、承諾が得られない場合は、集積所の設置についてクリーンセンターと協議すること(集積所の設置基準については上記1参照。なお、集積所は市に帰属しない。)

3. その他

- ① 会社の寮等から排出されるごみは、事業系ごみの取り扱いとし処理について一般廃棄物処理業許可業者に依頼するものとする。
- ② 集積所の設置後、市の完了検査を受けること(開発行為に該当する場合)。
- ③ 事業者・管理者等はごみ集積所使用開始日の1週間前までにクリーンセンターへ一般廃棄物収集申請書を提出すること。